

入札金額に係る見積内訳書の取扱いについて

武雄市発注の建設工事等に係る入札時に提出する見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

1 未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、その者がした入札を原則として無効とする。

<未提出又は未提出と同等と認められる場合の例>

- ① 内訳書に押印（押印はあらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑）のない場合。
- ② 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合。
- ③ 内訳書と関係のない書類が提出された場合。
- ④ 他の工事の内訳書が提出された場合。
- ⑤ 内訳書として提出された書類が白紙である場合。
- ⑥ 内訳書が特定できない場合。

<記載すべき事項が欠けている場合の例>

- ① 総額の記載のみで内訳の記載が全部又は一部がない場合。
- ② 工事名、履行場所、業者名又は代表者名が未記入の場合。
- ③ 仕様書又は関係書類により明示した項目を満たしていない場合。

2 記載事項に誤りがある場合は、その者がした入札を原則として無効とする。

<記載すべき事項に誤りがある場合の例>

- ① 工事名、履行場所、業者名又は代表者名に誤りがある場合。
- ② 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合。
- ③ 内訳書の計算が間違っている場合。

3 内訳書の確認時において、提出された内訳書の内容に疑義がある場合は、入札参加者に説明を求め根拠ある説明が得られない場合は、入札を取りやめる場合がある。

<疑義がある場合の例>

- ① 他の業者の内訳書が添付されている場合。
- ② 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を明らかに使用していると認められる場合。
- ③ その他談合が推測される記載等がある場合。

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類です。作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

○ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、金額を引き下げた部分は引き下げ後の金額（単価）で見積金額を記載してください。

(例1) 単価の端数金額を値引いた計算は行わない。

数量単価

(誤) ○○○工 100 m² × 2,508 円 = 250,000 円 (計算が合わないため誤計算)

↓

(正) ○○○工 100 m² × 2,500 円 = 250,000 円

※ 100 × 2,508=250,800 円となるので、250,800 円と記入するか、又は 250,000 円と見積もりたい場合は、誤計算とならないよう単価を 2,500 円として記入する。

○ 金額のまるめとして端数金額を値引きしている例がみられますが、表示方法によっては、見積金額と入札金額の不一致とみなされます。

また、まるめ金額が千円以上となっている場合は千円以上の誤計算とみなされ、入札書が無効となりますので十分にご留意ください。

なお、記載すべき項目の漏れや誤計算の金額がそれぞれ千円以上の場合も無効となりますので、十分チェックしてください。

(例2) 合計欄等でまるめ値引きは行わない。

(誤)	工事原価	10,000,000 円
	一般管理費	<u>2,345,600 円</u>
	工事価格	12,345,600 円
	工事価格 (まるめ)	12,340,000 円 (引下げ項目が不明な値引き)

↓

(正)	工事原価	10,000,000 円
	一般管理費	<u>2,340,000 円</u>
	工事価格	12,340,000 円

※一般管理費など実際に値引いた項目の金額（単価）を引下げた後の金額で表示する。

見積内訳書

工事番号 ○○第○○号
 工事名 ○○・・・・・・・・・・工事
 工事場所 武雄市○○町大字○○地内
 見積金額 ￥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇. ー
 (消費税含まない額。入札金額と同一金額とすること。)

代表者名 _____ 商号・名称 _____
 ○ 印

項目	細目	数量	単位	金額	摘要
本工事費					
	〇〇工	1	式	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	△△工	1	式	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	××工	1	式	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
直接工事費計				〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	共通仮設費	1	式	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	現場管理費	1	式	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	一般管理費	1	式	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
諸経費計				〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
合計				〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	